

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月2日

【会社名】 株式会社ミラティブ

【英訳名】 Mirrativ, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役最高経営責任者 赤川 隼一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

【電話番号】 03-6910-4866

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 須山 敏彦

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

【電話番号】 03-6910-4866

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 須山 敏彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	849,949,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	5,257,480,500円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	939,474,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。

詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照ください。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,176,400株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し6,666,600株(引受人の買取引受による売出し5,643,600株・オーバーアロットメントによる売出し1,023,000株)から7,247,900株(引受人の買取引受による売出し6,149,100株・オーバーアロットメントによる売出し1,098,800株)への変更及び売出しの条件、並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2025年12月2日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5 . 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

3 . グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

5 . 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

第四部 株式公開情報

第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,176,400(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年11月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年12月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,176,400	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年11月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,176,400	849,949,000	459,972,400
計(総発行株式)	1,176,400	849,949,000	459,972,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は999,940,000円となります。

(訂正後)

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額722.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,176,400	849,949,000	462,678,120
計(総発行株式)	1,176,400	849,949,000	462,678,120

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,005,822,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	未定 (注) 4	2025年12月17日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年12月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年12月18日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2025年12月3日から2025年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりますは、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	722.50	未定 (注) 3	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	未定 (注) 4	2025年12月17日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
 仮条件は、850円以上860円以下の価格といたします。
 上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
 なお、当該仮条件による需要状況、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定です。
 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
 当該仮条件は変更されることがあります。仮条件を変更する場合には有価証券届出書の訂正届出書を提出したうえで、変更後の仮条件により改めて需要の申告を受付けることとなり、以降の日程についても変更される可能性があります。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(722.50円)及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2025年12月18日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2025年12月3日から2025年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(722.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		
計		1,176,400	

(注) 1. 2025年12月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	766,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	409,700	
計		1,176,400	

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
919,944,800	23,000,000	896,944,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(850円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
925,356,240	23,000,000	902,356,240

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額896,944千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当期は以下の通りであります。

マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円（2026年12月期：200,000千円、2027年12月期：300,000千円）を充当する予定です。

新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額902,356千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当期は以下の通りであります。

マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円（2026年12月期：200,000千円、2027年12月期：300,000千円）を充当する予定です。

新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	5,643,600	4,797,060,000	東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 <u>1,375,000株</u> 東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15階 ANRI3号投資事業有限責任組合 <u>815,300株</u> 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 <u>699,400株</u> PO Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund ,L.P. <u>587,200株</u> 東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 <u>539,500株</u> 千葉県流山市 赤川 隼一 <u>352,900株</u> 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 <u>305,500株</u> 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 <u>251,700株</u> 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 <u>215,800株</u>

				東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業 有限責任組合 107,900株
				東京都武蔵野市 夏 澄彦 75,000株
				東京都世田谷区 小川 真沙美 70,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責 任組合 54,200株
				東京都港区 伊藤 光茂 50,000株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限 責任組合 36,800株
				東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社セガ 29,400株
				東京都港区 中川 綾太郎 28,000株
				東京都港区 佐藤 裕介 23,300株
				東京都品川区 島田 達朗 15,500株
				東京都品川区 大湯 俊介 6,200株
				東京都日野市 栗田 健悟 2,500株
				東京都杉並区 大野 知之 2,500株
計(総売出株式)		5,643,600	4,797,060,000	

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されてお
ります。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式5,643,600株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。
上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数が含まれた引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、未定であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	6,149,100	5,257,480,500	<p>東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有 限責任組合 1,514,400株</p> <p>東京都港区六本木6丁目10-1 六 本木ヒルズ森タワー15階 ANRI3号投資事業有限責任組合 897,900株</p> <p>東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資 事業有限責任組合 770,300株</p> <p>PO Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund ,L.P. 646,700株</p> <p>東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 594,200株</p> <p>千葉県流山市 赤川 隼一 352,900株</p> <p>東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任 組合 336,400株</p> <p>東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業 有限責任組合 277,300株</p> <p>東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業 有限責任組合 237,600株</p>

				東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業 有限責任組合 118,800株
				東京都武蔵野市 夏 澄彦 75,000株
				東京都世田谷区 小川 真沙美 70,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責 任組合 59,700株
				東京都港区 伊藤 光茂 50,000株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限 責任組合 40,500株
				東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社セガ 29,400株
				東京都港区 中川 綾太郎 28,000株
				東京都港区 佐藤 裕介 23,300株
				東京都品川区 島田 達朗 15,500株
				東京都品川区 大湯 俊介 6,200株
				東京都日野市 栗田 健悟 2,500株
				東京都杉並区 大野 知之 2,500株
計(総売出株式)		6,149,100	5,257,480,500	

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されてお
ります。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式6,149,100株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。
上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数が含まれた引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、未定であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。売出価格決定時に決定される売出数は、上記売出数の80%以上かつ120%以下の株数である4,919,300株以上7,378,900株以下の範囲内で決定されます。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	1,023,000	869,550,000	東京都千代田区大手町一丁目9番2 号 三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社
計(総売出株式)		1,023,000	869,550,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月25日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	1,098,800	939,474,000	東京都千代田区大手町一丁目9番2 号 三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社
計(総売出株式)		1,098,800	939,474,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の変更により変更される可能性があり、需要状況により増加、若しくは減少又はオーバーアロットメントによる売出しが中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定される本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%が上限となります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月25日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund ,L.P.、ANRI 3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,023,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年12月25日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund ,L.P.、ANRI 3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,098,800株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年12月25日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)1.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシューオプションに係る上限株式数も変更されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について

(1) 関心の表明の内容

本訂正届出書提出日(2025年12月2日)時点において、下記の投資家(以下「本投資家」という。)は、本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本募集等」という。)において、下表に記載のとおり、発行価格又は売出価格にて、当社普通株式を購入することへの関心を表明しております。この関心の表明は、当社普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社普通株式の数に影響を与える可能性があるため、その内容を以下に記載いたします。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注)1及び2	本募集等後の発行済株式総数に 対する所有株式数の割合 (注)1及び3
りそなアセットマネジメント株式会社が運用している下記ファンド ・年金投資基金信託株式口0 ・年金投資基金信託株式口Z ・Resona Japan Equity Small Cap(単独運用) ・RM国内株式アクティブ中小型マザーファンド ・RM国内中小型成長株式マザーファンド ・RM国内小型株式クロスオーバーマザーファンド	最大で取得総額1,200百万円に相当する株式数	8.34%
アセットマネジメントOne株式会社が運用している下記ファンド ・D I A M新興市場日本株ファンド ・D I A M新興企業日本株ファンド ・新興企業日本株ファンド(資産成長型) ・D I A M新興企業日本株オープン米ドル型 ・未来変革日本株ファンド ・日本厳選中小型株ファンド ・D I A M成長株オープン・マザーファンド	最大で取得総額380百万円に相当する株式数	2.64%

- (注) 1. 下記(注)3.及び「(2) 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合がこれよりも増減し、又は本投資家が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。
2. 本投資家が関心を表明した株式数は、上記「関心を表明した投資家名」に記載されたファンドの合算値になります。
3. 本訂正届出書提出日現在の所有株式数及び発行済株式総数に、本募集等に係る株式数を勘案した割合の見込みであります。なお、本投資家が関心を表明した株式数の全てを発行価格及び売出価格の仮条件の下限である850円で取得することを前提として算出しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家間に資本関係はなく、また、本投資家は共同して当社普通株式を取得するものではありません。本投資家は、本訂正届出書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「5. 投資家による本募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける関心の表明について」において「役員等」という。))、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家からは、一定期間当社普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、また、その予定もありません。ただし、本投資家は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家が当社普通株式を長期保有する場合には、本投資家による購入は、当社普通株式の流動性を低下させる可能性があります。

(2) 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家に対して、本投資家が関心を表明した株式数より多くの株式を販売するか、より少ない株式を販売するか、又は株式を全く販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家が当社普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家が購入する当社普通株式について、本募集等により販売される他の当社普通株式と同一の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格との差額は引受人の手取金となります。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年6月30日				赤川 隼一	千葉県流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000(36) (注)4	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」に記載するものとされておりす。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされておりす。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされておりす。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされておりす。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされておりす。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者...役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しておりす。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 6月30日				赤川 隼一	千葉県 流山市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	2,200,000	80,256,000 (36) (注)4	新株予約権の権利行使
2025年 8月29日	—	—	—	グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合無限責任組合員 グロービス5号ファンド有限責任事業組合組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ職務執行者堀 義人	東京都千代田区二番町5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 3,054,300 B種優先株式 241,600 普通株式 3,295,900	—	(注)6
	—	—	—	ANRI 3号投資事業有限責任組合無限責任事業組合員 ANRI 有限責任事業組合組合員 ANRI 株式会社職務執行者佐保 安理	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 1,868,000 B種優先株式 86,250 普通株式 1,954,250	—	(注)6
	—	—	—	テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社代表取締役社長佐藤 浩毅	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 1,245,350 B種優先株式 431,050 普通株式 1,676,400	—	(注)6
	—	—	—	Globis Fund V, L.P. its General Partner, Globis Fund V(GP), L.P. Director Yoshito Hori	P0 Box 309, Uqland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 1,304,350 B種優先株式 103,200 普通株式 1,407,550	—	(注)6
	—	—	—	YJ 3号投資事業組合業務執行組合員 Z Venture Capital株式会社代表取締役黄 仁俊	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 1,293,100 普通株式 1,293,100	—	(注)6

—	—	—	—	ジャフコSV 5 共有投資 事業有限責 任組合 無 限責任組 員 ジャフ コグループ 株式会 社 代表 取締役 三好 啓介	東京都港区 虎ノ門一丁 目23番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 732,100 普通株式 732,100	—	(注) 6
—	—	—	—	グロ―バ ル・ブレ イン7号投資 事業有限責 任組合 無 限責任組 員 グロ― バル・ブレ イン株式 会社 代表 取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 603,450 普通株式 603,450	—	(注) 6
—	—	—	—	グロ―バ ル・ブレ イン6号投資 事業有限責 任組合 無 限責任組 員 グロ― バル・ブレ イン株式 会社 代表 取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	B種優先株式 517,250 普通株式 517,250	—	(注) 6
—	—	—	—	株式会 社 MIXI 代 表 取 締 役 社 長 木村 弘 毅	東京都渋谷 区渋谷二丁 目24番12号 渋谷スク ランブルス ク エ ア	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	C種優先株式 293,750 普通株式 293,750	—	(注) 6

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロ―ス市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日(2023年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者...役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、第三者評価機関がモンテカルロ・シミュレーションにより算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

6. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。